

社会福祉法人やまぶきの里 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまぶきの里（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、当法人を勤務場所として法人職員を兼務（週30時間以上勤務）する理事をいう。
- (2) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している非常勤理事に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 常勤役員については、当法人職員兼務であり職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人やまぶきの里役員等旅費規程を準用（特別職の役員等の場合を適用）し、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。なお、業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

(報酬の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、その他法人及び施設業務のために出勤した都度、支給する。ただし、施設担当理事については、この限りではない。

2 施設担当理事に対する報酬は、支給時期は毎月10日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、金融機関の前営業日に支給するものとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

- 1 この規程は、平成19年12月9日より適用する
- 2 この規程は、平成22年4月1日より適用する
- 3 この規程は、平成24年4月1日より適用する
- 4 この規程は、平成29年10月9日より施行する

別表1（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	報酬日額
評議員会への出席	12,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	12,000円

※ 一人あたりの各年度の支給総額は、100,000円を超えない範囲とする。

（2）理事

	報酬日額
理事会等会議への出席	12,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	12,000円

※ 一人あたりの各年度の支給総額は、1,000,000円を超えない範囲とする。

（3）監事

	報酬日額
監事監査業務	20,000円
理事会等会議への出席	12,000円
上記の他、法人及び 施設業務のための出勤	12,000円

※ 一人あたりの各年度の支給総額は、200,000円を超えない範囲とする。